

# ヨーロッパの大学

## 欧州高等教育圏創設へ向けて



Sorbonne/Paris

高等教育研究開発センター 大場 淳

## 目次

1. 「欧州高等教育圏」とは
2. 欧州における高等教育分野の連携拡大
3. ボローニャ・プロセス
4. 欧州高等教育圏への各国の対応
5. 欧州高等教育圏実現へ向けての課題

## 1 「欧州高等教育圏」とは

- European Higher Education Area (英)
- Espace européen de l'enseignement supérieur (仏)
- Europäischer Hochschulraum (独)
- Spazio europeo dell'istruzione superiore (伊)
- Espacio Europeo de Educación Superior (西)

- 欧州諸国における高等教育分野での将来の協力の枠組
  - 学生・教員の移動の促進
  - 共通の学位構造
  - 単位互換制度
  - 教育の透明性の確保
  - 高等教育の質保証における協力
  - 各国高等教育制度の多様性尊重 etc.
- 2010年までの創設を目指して、その準備が進められている(ボローニャ・プロセス)

## ボローニャ・プロセス参加国(計40、2003年ベルリン会合時点)

Members of the Bologna Process:	
Albania	Latvia
Andorra	Liechtenstein
Austria	Lithuania
Belgium	Luxembourg
Bosnia and Herzegovina	Malta
Bulgaria	Netherlands
Croatia	Norway
Cyprus	Poland
Czech Republic	Portugal
Denmark	Romania
Estonia	Russian Federation
Finland	Serbia and Montenegro
France	Slovak Republic
Germany	Slovenia
Greece	Spain
Holy See	Sweden
Hungary	Switzerland
Iceland	"the former Yugoslav Republic of Macedonia"
Ireland	Turkey
Italy	United Kingdom

Additional full member:  
 European Commission

<http://www.bologna-bergen2005.no/>

## 2005年5月のベルゲン会合へ向けて加盟申請中の国

- アルメニア
- アゼルバイジャン
- ゲルジア
- モルドバ
- ウクライナ

## 諮問的参加者(consultative members)

- 欧州理事会
- 欧州高等教育機関協会(EURASHE)
- 欧州学生連合組織(ESIB)
- 欧州大学協会(EUA)
- ユネスコ欧州高等教育センター(CEPES)

## 2. 欧州における高等教育分野の連携拡大

- 欧州における連携活動
  - 1951 欧州石炭鉄鋼共同体
  - 1958 欧州経済共同体及び欧州原子力共同体(EURATOM)
  - 1967 欧州共同体
  - 1986 単一市場の成立
  - 1993 欧州連合
  - 1999 通貨統合
  - 2004 欧州連合の東方拡大

## 高等教育分野での連携活動

- 1971 欧州教育大臣会合
- 1976 共同学習計画(～1986)
- 1984 国内学術承認情報センター(NARIC)
  - The National Recognition Information Centre for the United Kingdom(英)
  - Centre international d'études pédagogiques(仏)
  - Zentralstelle für ausländisches Bildungswesen im Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland(独)

## エラスムス計画からソクラテス計画へ

- 1983 「欧州連合を目指す厳粛な宣言」(シュツットガルト宣言)
- 1987 エラスムス計画
  - 欧州共同体の競争力向上
  - 人的資源の開発
  - 高等教育機関間の連携促進
  - 欧州市民としての意識涵養 etc.
- 1993 欧州連合設立
- 1995 エラスムス計画はソクラテス計画の一環となる

## (参考)ソクラテス計画

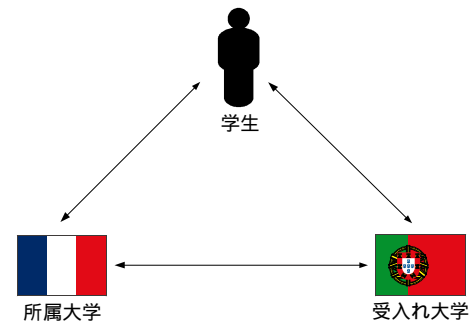
- COMENIUS(学校教育)
- ERASMUS(高等教育)
- GRUNDTVIG(成人教育)
- LINGUA(言語教育)
- MINERVA(教育情報通信技術) etc.

## フランスの大学における外国人学生数推移

国籍	1982-1983		1996-1997	
	学生数	割合	学生数	割合
欧州	21,124	17.4%	35,816	28.6%
アジア	18,990	15.7%	16,331	13.0%
アフリカ	69,160	57.1%	62,990	50.3%
アメリカ	10,660	8.8%	8,748	7.0%

## 欧州単位互換制度(ECTS : European credit transfer system)

- エラスムス計画の一環として開始。
- 単位互換認定を容易にするためのシステム。
- 共通枠組みの設定。
- 大学教育に関する情報の公開。
- 三者の合意。



## バルセロナ自治大学(Universitat autònoma de Barcelona)の社会教育学位プログラム

### Diplomatura d'Educació Social

#### Pla d'estudis

Titulació	Diplomatura d'Educació Social
Tipus de títol	Homologat de 1r cicle
Durada	3 anys
Total de crèdits	200

#### Informació general

Accés als estudis

Pla d'estudis

Habilitats requerides

Sortides professionals



Ciències Socials

Distribució dels crèdits:	Troncals i obligatoris	Optatius	Lliure configuració
1r Curs	52,5		12
2n Curs	49	8	8
3r Curs	54,5	16	
Totals	156	24	20

- 各大学の授業等の学習量を一定の基準に基づいて数量化し、単位に換算する(60単位で標準学修期間1年)。
- 各大学は、提供する教育課程、その詳しい内容、評価方法などを公表する。
- 学生、所属高等教育機関、受入れ高等教育機関の3者の合意に基づいて、学生の留学を決定する。
- 受入れ機関における当該学生の評価の際に、得られた単位数だけでなく、共通の尺度による評点を記録する。
- 受入れ機関での修得単位の認定について、所属機関が評点等に基づいて決定する。

## 3. ボローニャ・プロセス

- 1998年、欧州四か国(仏・英・独・伊)高等教育担当大臣がソルボンヌで会合
  - 学生の流動性を高める欧州高等教育圏の創設。
  - 各国高等教育制度の透明性の確保。
  - 単位(credit)制度と二学期(セメスター)制の活用。
  - 修学課程を学士とそれ以上に分けて取り扱い、学生はそれぞれにおいて少なくとも1学期を外国の大学で過ごすことが奨励される。
  - 学士課程は多様な複合領域的な教育課程とし、語学やITを含む。

- 学士後の課程には短期の修士課程と長期の博士課程を設ける。
- 欧州における大学学位等(qualification)の相互承認に関するリスボン憲章合意内容の推進。
- 学位と修学課程(cycle)の漸次的な調和。

## ボローニャ会合（1999）

- 29国が参加、署名。
- ソルボンヌ宣言の確認と支持。
- 1988年の大学大憲章(Magna Charta Universitatum)の精神に則った、高等教育機関を中心とする欧州高等教育圏の建設の推進。
- 高等教育制度間の更なる共通性と比較可能性。
- 欧州高等教育制度の世界的競争力向上。

## 2010までに達成すべき目標

- 容易に価値が分かり比較可能な、特に「学位附属書」を含む学位制度の創設。
- 修学課程を学士前後に分け、学士課程は最低3年を必要とし、欧州における就職市場に対応できるものとする。
- 学士後には短期の修士課程と長期の博士課程を設けること。
- ECTSのような単位互換制度を設け、高等教育機関以外での学修も取り込めるようにすること。
- 学生、教員、研究者、職員の移動推進方策の策定。
- 高等教育の質的評価のため、比較可能な基準と方法の確立を視野に入れた協力の促進。
- 欧州レベルにおける連携プログラムの推進。

## プラハ会合（2001）

- 32国が参加、署名。
- ボローニャ宣言で設定された目標の進捗状況確認と、達成手段の検討。
- 高等教育機関によるサラマンカ憲章、学生による欧州学生憲章（いずれも2001年3月）の再確認。
- 進捗状況の確認と新たな優先分野の策定。
- ボローニャ宣言で提唱された学位構造が大半の国で採択されたこと、質的評価について改善が図られたことの確認。
- 国境を越えた教育、生涯学習・教育への対応の必要性。
- 新たに、生涯学習・教育、高等教育機関及び学生の参画、欧州高等教育圏の魅力の増大、進捗状況のフォローアップについて、重点的に取り組むこと。

## ベルリン会合（2003）

- 幾つかの短期的目標（2005年まで）の設定
  - 学士課程と学士後課程の二つの期の設定
  - 主要な一言語による学位附属書の発行
  - 質保証システムの構築
- 博士課程を教育の枠組に追加
- ECTSを履修蓄積を証明する手段としても活用

## 質保証(quality assurance)

- 質保証に関する共有可能な基準と手法の開発
- 機関自治との整合性と、第一義的責任が各機関にあることの確認。
- 2005年までに、以下のような項目を含む各国の質保証制度を整備。
  - 関係組織・機関の責任の定義。
  - 内部評価、外部評価、学生の参加、結果の公表等による、プログラム又は機関の評価。
  - 認証(accreditation)、認可(certification)、又は同等の手続の制度。

## （続き）

- 国際的な参加、協力、連絡網の整備。
- 欧州高等教育質的保証ネットワーク(ENQA)による、質保証の標準、手続、指針の開発。
  - 各国の合意に基づく。
  - 質保証・認証評価機関にとって、十分な同僚評価となる方策を検討。

## 欧州高等教育圏の方向性（まとめ）

- 原則
  - 公の責任
    - 政府の責任の下での高等教育の運営
    - 平等なアクセス
  - 機関の自律性
    - 目的遂行の自由
    - 内部組織決定の自由
  - 学生の参加
    - 欧州学生組織連合(ESIB)

## （続き）

- 目的
  - 学生及び教員の移動の促進
  - 教育の質保証
  - 学位及び教育成果の相互承認
  - 三つの段階に発展する二段階の制度の整備

## 4. 欧州高等教育圏へ向けての各国の対応

- 増え続ける参加国
  - 1998 ソルボンヌ 4国
  - 1999 ボローニャ 29国
  - 2001 ブラハ 32国
  - 2003 ベルリン 40国
  - 2005 ベルゲン 45国（見込み）

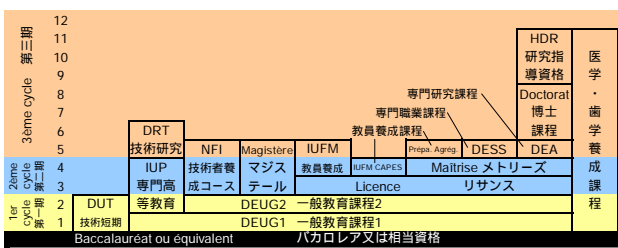
## 博士課程前の学位の有無

1-2年 3年 4年 5年 6-7年

オーストリア  
 ベルギー（フランス語圏）  
 ベルギー（オランダ語圏）  
 ドイツ  
 デンマーク  
 スペイン  
 キリシャ  
 フランス  
 フィンランド  
 イタリア  
 アイルランド  
 オランダ  
 ノルウェイ  
 ポルトガル  
 スウェーデン  
 連合王国

川島太津夫2005「欧州高等教育圏構想とUndergraduate課程の再構築」高等教育研究第8集に基づいて作成

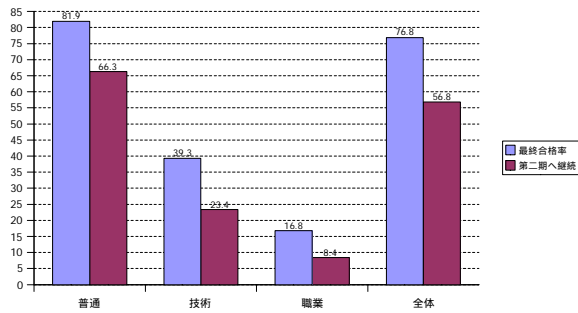
## フランスの大学教育課程（欧州高等教育圏対応以前）



## フランス高等教育の課題～1998年国民教育大臣宛アタリ報告「高等教育の欧州モデルへ向けて」

- 大学とグランド・ゼコルとの関係
  - 不平等な取扱い（予算等）
  - エリート再生産装置としてのグランド・ゼコル
- 大学の諸問題
  - 不適切な進学（本意な進学）
  - 数多い留年・退学
  - 研究を重視する教員
  - 不効率な管理運営
- 欧州外からの外国人学生の減少

## バカロレア種別のDEUG最終合格率と第二期への学習継続率（2002年）



平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

31

## アタリ報告が提案する改革の方向

- 欧州全ての高等教育機関の学位と教育課程を収斂するような制度(systeme convergent)の創設。
- その最初として、フランスの大学及びグランド・ゼコルの教育課程を他の欧州連合国の標準的な教育課程に合わせる。
- 長期的には、全ての学生が、教育の一部を欧州連合域内の他の国で受けるようにすること。このことは、既に多く域内国で半期(セメスタ)制や単位制が採用され、容易になっている。

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

32

## (続き)

- 複数の国で認められる又は容易に相互に認められる「欧州学位」の創設(特に、2国間での博士学位)。
- 学生の移動に際しての手續の簡素化。
- 収斂の基準と共通の評価手續の確立。

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

33

## 具体的な改革案

- 教育課程は、3年及び5乃至8年の2段階構造とする。
- 第一学位は、現在のDEUG課程やグランド・ゼコル予備級ではなく、3年の課程修了後の学士(リサンス)とする。
- 第二学位は、2年の職業教育課程である新メトリーズ又は5年の課程修了後の博士とする。
- 大学とグランド・ゼコルの間における進路変更を容易にする。

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

34

## 新しい学位制度(LMD)へ向けて

- ソルボンヌ会合における国際的合意形成。
- 国内的には少なくないアタリ報告やソルボンヌ宣言への反対。
  - 国家学位制の維持
  - 市場化や学費導入への反対

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

35



平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

36

## 国民教育省の改革方針（1998年秋）

- 現在ある学位は廃止しない。半期（セメスタ）制は拡大される。
- 大学とグランド・ゼコルの連携は、自発性に基づき、両者間の協定によって図られる。学士と修士が当該協定の主対象となる。
- 新しい教育課程の導入は自発性に基づく。大学教育の欧州へ向けての開放への手続は、徐々に自発的に進められる。
- 大学教育課程を3年・5年とすることについて、幾つかの点は継続して協議される。

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

37

## フランスにおける欧州高等教育圏関連の政省令

番号	制定日	名称
2002-481	2002/04/08	大学学位・称号及び国家免状に関する政令
2002-482	2002/04/08	欧州高等教育圏創設のフランス高等教育制度への適用に関する政令
	2002/04/23	学士学位に至る大学教育に関する省令
	2002/04/25	修士国家免状に関する省令
	2002/04/25	博士教育に関する省令
	2002/04/25	高等専門職課程免状(DESS)に関する省令
	2002/04/25	研究指導資格の授与に関する 1998 年 11 月 23 日省令を修正する省令
2002-603	2002/04/25	高等教育国家免状に関する 1984 年 7 月 5 日の政令第 84-573 号を修正する政令
2002-604	2002/04/25	修士学位創設に関する 1999 年 8 月 30 日の政令第 99-747 号を修正する政令

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

38

## LMDに基づく教育課程

	8	博士課程 Doctorat
120 単位	5	修士課程 Master
180 単位	3	学士課程 Licence
	1	Baccalauréat ou équivalent バカロレア又は相当資格

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

39

## 5. 欧州高等教育圏実現へ向けての課題

- 制度の多様化の進展と収斂の方向
  - 短期高等教育
  - 短期の修士課程
- 移動促進のための方策充実
  - 一方的な学生の移動
  - 英語によるプログラムの拡充？

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

40

- プログラムの多様化と学生の進路決定
  - プログラム策定に関する大学の自主性の拡大
  - 国外での学習を含む多様な選択肢
  - 学生支援

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

41

- 政府（公）の役割
  - 市場化、民営化等の圧力
  - 大衆化する高等教育の財源

（参考）Hacklによる欧州高等教育圏成立の前提

- 学生と教員の流動性があること。
- 公的権力（全国学術組織を含む）が、非国家学位等を承認しないことによって、大学が圏内で提供するサービスを競争から保護することのないこと。
- 高等教育機関が国の行政機関の一部ではなく、欧州の文脈において行動することが可能であること。

平成17年5月10日

広島大学大学院教育学研究科高等教育概論

42

• 質保証制度の構築

- 様々な課題
  - 学位や学修蓄積の相互承認に不可欠
  - 異なる学位に対する考え方や異なる学修期間 etc.
- 共同取組
  - ダブリン記述書策定
  - 同調(tuning)プロジェクト

ダブリン記述書学士学位と修士学位の属性

	学士	修士
知識と理解	上級教科書+	より拡張され、高度化された知識と理解であり、研究活動においてアイデアを開発したり応用したりする場面でオリジナリティの基礎となるような知識と理解
知識と理解の適用	議論を開始し維持する	より広い文脈（複合領域）において新たなあるいは新規な環境の中で問題解決できる能力
判断力	適切なデータを集め、解釈する	知識を統合し、複雑性を処理し、また不十分なデータから判断を行う能力
コミュニケーション	情報、アイデア、問題や解決策を伝えることが出来る	結論とそれを導いた知識や根拠を伝えることが出来る
学習技能	高度な自律性を持って更に学習するために必要な技能	主に自己主導的に、あるいは自律的に学習できる技能

参考文献（日本語）

- 吉川裕美子(2003)「ヨーロッパ統合と高等教育政策 エラスムス・プログラムからポローニャ・プロセスへ」学位研究第17号.
- 大場淳(2005)「欧州高等教育圏創設とフランスの対応 新しい学位構造(LMD)の導入を巡って」大学論集第35号.
- 川島太津夫(2005)「欧州高等教育圏構想とUndergraduate課程の再構築」高等教育研究第8集.